

高知で相続にお悩みの方へ

相続の
「わからない」を
「安心」に

はじめての 相続でも、 安心してご相談ください

相続は、人生で何度も経験するものではなく、
わからないことや不安があって当然です。
この冊子では、相続の流れや必要な手続き、
当事務所のサポート内容を、わかりやすくご紹介します。



ご依頼の
流れ



協議・調停・
審判



解決事例



弁護士費用

当事務所にご依頼後は、 このように進みます

ご相談のあと、正式にご依頼をいただいた場合の一般的な流れをご紹介します。



(一例)

1

相続人・相続財産などを確認します

戸籍などから相続人を確認し、預貯金・不動産・株式など、遺産分割の対象となる財産を調べ、内容を整理します。



- 戸籍や財産に関する資料がお手元にある場合は、ご提出ください。



2

弁護士から相手方へ書面を送ります

必要な確認・準備をしたうえで、弁護士から相手方へ一度、書面を送ります。
書面の内容は、相続の状況やご依頼者のご希望など、案件によって異なります。



ここが安心!

弁護士が窓口となるため、ご依頼者が相手方と直接話をすることは基本的にありません。



3

書面で遺産分割について話し合います

相手方から返事があった場合は、基本的に書面でやり取りをしながら、遺産の分け方について話し合います。
相手方にも弁護士がついている場合には、弁護士同士でやり取りを行います。



書面でのやり取りが中心です。



ご依頼者が相手方と直接話す必要はありません。



話し合いの結果に応じて、 次のステップに進みます

相手方との話し合いの結果、遺産の分け方がまとまる場合と、まとまらない場合があります。それぞれの流れをご紹介します。

話し合いがまとまった場合

4 遺産分割協議書を作成します

話し合いで決まった内容を
「遺産分割協議書」にまとめ、
相続人全員が署名・押印します。



5 必要な手続きを進めます

協議書の内容に沿って、
預貯金の名義変更や払戻し、
不動産の相続登記など、
各種の手続きを行います。



6 解決

すべての手続きが完了し、
遺産分割が完了します。



返事がない・話し合いがまとまらない場合

4 遺産分割調停へ進みます

家庭裁判所に調停を申し立て、
調停委員を介して話し合います。
弁護士が代理人として対応します。



5 調停でもまとまらない場合は 審判へ

調停でも合意できない場合は、
裁判官が双方の主張や資料などを踏まえて、
遺産の分け方を判断します。
弁護士が代理人として、主張や資料の提出など
を行います。



! 調停に進む主なケース

- 相手方から返事がない
- お互いの主張に大きな差がある
- 感情的な対応が強く、話し合いが難しい
- その他、話し合いによる解決が見込めない場合

協議・調停・審判とは？

P2～P3でご紹介した流れの中で登場する「協議」「調停」「審判」について、それぞれの特徴をわかりやすくご説明します。



1 遺産分割協議

相続人同士で話し合う手続き

相続人全員で、誰がどの財産を相続するかについて話し合い、合意を目指す手続きです。

家庭裁判所を利用せず、話し合いがまとまれば、遺産分割協議書を作成して手続きを進めます。



こんな場合に

- ✓ 相手方から返事があり、話し合いができる
- ✓ お互いの主張が大きく違わない
- ✓ できるだけ早く解決したい

2 遺産分割調停

家庭裁判所で話し合う手続き

相続人同士での話し合いがまとまらない場合に、家庭裁判所の調停委員を介して話し合う手続きです。それぞれの主張を整理し、合意を目指します。



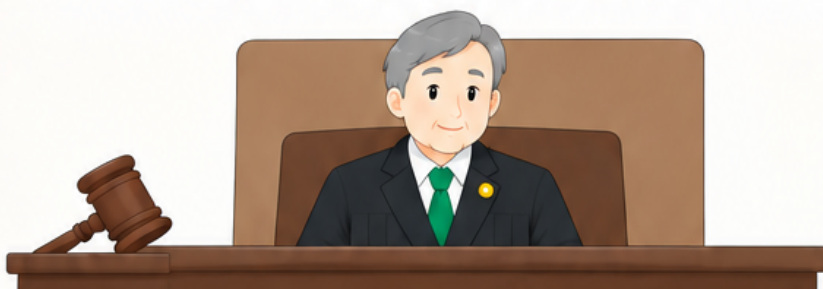
こんな場合に

- ✓ 相手方から返事がない
- ✓ お互いの主張に大きな差がある
- ✓ 感情的な対応が強い
- ✓ 話し合いによる解決が難しい

3 遺産分割審判

裁判官が判断する手続き

調停でも合意できない場合に、裁判官が双方の主張や提出された資料などを踏まえて、遺産の分け方を判断します。



こんな場合に

- ✓ 調停でも合意できなかった
- ✓ 相続人同士の対立が大きい
- ✓ 裁判所に判断してほしい



それぞれの手続きには、メリット・デメリットがあります。
どの方法が適しているかは、相続人の状況や財産によって異なります。

弁護士に依頼すると、何が変わる？

1 相続人や財産を整理します



戸籍の収集など必要な資料を確認し、
相続人や相続財産を整理します。
そのうえで、今後の進め方や注意点を
わかりやすくご説明します。

2 相手方とのやり取りを 弁護士が行います



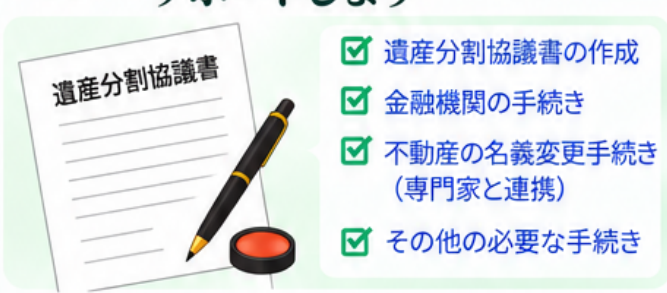
相手方への書面送付や交渉は、弁護士が窓口
となって対応します。ご依頼者が相手方と
直接話す必要は、基本的にありません。

3 協議から調停・審判まで サポートします



話し合いでまとまらない場合には、調停や審判
へ進むことがあります。必要な書面の作成や
裁判所との手続きも弁護士が対応します。

4 書類作成や手続きを サポートします



遺産分割協議書の作成をはじめ、金融機関の
手続きなど、相続に必要な各種書類の作成・手続
きをサポートします。

5 必要に応じて、他の専門家をご紹介します

相続では、不動産の名義変更や
相続税の申告など、弁護士だけでは
対応が難しい手続きが必要になることが
あります。必要に応じて、司法書士や
税理士などの専門家をご紹介します、
連携して対応します。



実際の解決事例

当事務所で実際に対応した遺産分割の事例をご紹介します。

CASE
01

約30年間連絡が取れず、 住所も分からない相続人がいたケース

解決まで
約4か月

お困りごと

父の相続で兄弟が相続人となったが、約30年間連絡を取っておらず、住所も分からず、自分では手続きを進めることが難しかった。



弁護士の対応

必要な調査で相手方の住所を特定し、書面で連絡をとりました。しかし返答がなかったため、家庭裁判所へ遺産分割調停を申し立てました。



解決

第1回の調停で話し合いがまとまり、法定相続分で分けることで解決しました。



CASE
02

不動産の評価額に疑問があったケース

解決まで
約3か月

お困りごと

主な遺産は不動産でした。相手方から提示された金額が低く、その金額が適正なのか判断できず、当事務所にご相談いただきました。



弁護士の対応

不動産業者へ査定を依頼し、その査定結果をもとに、相手方弁護士と交渉を行いました。合意後の遺産分割協議書も当事務所で作成しました。



解決

当初の提示額より増額した内容で合意し、早期に解決しました。



ご紹介した事例は一例です。

解決までの期間や結果は、案件の内容によって異なります。



ご依頼後の よくあるご質問

ご依頼いただく前後によくいただくご質問を
まとめました。その他のご不明な点も、お気軽にご相談ください。



Q1 依頼するとき、何を準備すれば よいですか？

**お手元に相続関係の資料があれば、
ご提出ください**

戸籍や預貯金、不動産などに関する資料のうち、
当事務所で取得できる書類については対応しますので、
すべてをご自身で準備していただく必要はありません

(例)

戸籍謄本
など



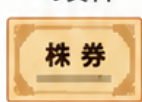
預貯金の
通帳・残高資料



不動産の
資料



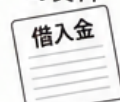
株式・保険など
の資料



遺言書
(ある場合)



借入金など
の資料



※必要な書類は、相続の内容によって異なります。

Q2 依頼したあと、相手方と直接 話す必要はありますか？

基本的にありません

ご依頼後は、弁護士が窓口となって、
相手方との書面のやり取りや交渉を行います。
依頼者ご本人が相手方と直接連絡を
取る必要はありませんので、ご安心ください

弁護士が
対応します



Q3 相手から返事がない場合でも、 手続きを進めることはできますか？

**まずは書面での連絡を行い、それでも
話し合いができない場合は、家庭裁判所の
調停へ進むことがあります**

相手方から返事がない場合も、弁護士が
状況に応じて対応し、必要な手続きを
進めますので、ご安心ください



Q4 解決まで、どのくらいかかりますか？

**案件によって異なりますが、
数か月から1年以上かかることもあります**

相続の状況や相手方との話し合いの進み具合に
よって、期間は異なります。
できるだけ早期に解決できるよう、
弁護士が適切に対応します。



Q5 依頼したあと、事務所とはどのように連絡を取りますか？

**ご依頼後の手続きに関するご質問や、書類の確認などは、
メールまたはLINEでやり取りします**

必要なお連絡や書類の確認は、メールまたはLINEで行います。
お仕事やご家庭のご都合に合わせて、無理なく手続きを進められます

メール・LINEで
やり取りします



メール



LINE

相続・遺産分割の 弁護士費用

当事務所では、
わかりやすい料金設定で
ご案内しています。

1

着手金



弁護士に依頼する際にお支払いいただく費用です。

遺産分割の交渉・調停の場合

33万円 (税込)



交渉から調停に移行した場合も、追加の着手金は発生しません。

2

報酬金



事件が解決した際に、実際に取得した遺産額に応じてお支払いいただく費用です。

実際に取得した遺産額 × **11% (税込)**
または
33万円 (税込)

いずれか
高い方

実際に取得した遺産額とは？

預貯金・現金・不動産・代償金など、依頼者が最終的に取得した財産の合計額です。

3

実費



手続きを進めるために実際にかかった費用です。

主なもの

- 戸籍謄本などの取得費用
- 不動産の登記費用
- 郵送費
- 鑑定費用 (必要な場合)
- 交通費
- その他、手続きに必要な費用

+

追加費用が発生する場合

以下の場合、別途費用がかかります。

1

調停等の期日が
7回目以降になった場合

1回につき

3万3,000円 (税込)

を追加します。

2

調停から審判に
移行した場合

11万円 (税込)

を追加します。

3

事件の性質や難易度等
による増額

事件の性質や難易度等によって、費用が増額となる場合があります。増額となる場合は、ご依頼いただく際にご説明します。



お手続きの内容や状況によって費用は異なる場合があります。
まずはお気軽にご相談ください。

弁護士費用の具体例

実際に取得した遺産額に応じて、
弁護士費用がどのように計算されるのか、具体例でご紹介します。

CASE 1

預貯金 500万円を取得した場合



取得した遺産額
500万円

報酬金
 $500\text{万円} \times 11\% = \mathbf{55\text{万円}}$ (税込)

着手金
33万円
(税込)

+

報酬金
55万円
(税込)

=

弁護士費用 合計
88万円 (税込)

+ 実費が加算されます。

CASE 2

不動産 1,000万円と預貯金 500万円を取得した場合



取得した遺産額
 $1,000\text{万円} + 500\text{万円}$
= 1,500万円

報酬金
 $1,500\text{万円} \times 11\% = \mathbf{165\text{万円}}$ (税込)

着手金
33万円
(税込)

+

報酬金
165万円
(税込)

=

弁護士費用 合計
198万円 (税込)

+ 実費が加算されます。



不動産の価値は「固定資産評価証明書」で算定します

遺産分割によって不動産を取得した場合、不動産の価値も「実際に取得した遺産額」に含めて報酬金を計算します。

不動産の価値は、原則として市区町村で取得できる「固定資産評価証明書」に記載された評価額をもとに算定します。